

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築が地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また、今後は新型コロナウイルス感染症などの感染症のまん延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった分野においても対応が求められている。

現在、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取り組みをはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」を実現するためには、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、すべての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する必要がある。

よって、国会及び政府においては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 子どもたちが何処でも安心して学びを継続できるよう、不登校の児童生徒への柔軟な対応なども考慮しながら、オンライン授業のための通信環境の整備や、デジタル教材及び通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した所要の措置を講ずること。
- 2 オンライン診療を誰もが身近に受けられるよう、その実施の前提となる「かかりつけの医師」の存在と役割を周知する広報活動を充実し、「かかりつけの医師」に繋がるための取り組みを強化すること。
- 3 「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等への補助金等の拡充や税制の優遇、移住者への住宅取得支援や通信料の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取り組みを強化すること。
- 4 介護・看護分野における人材不足解消に資するICTを用いた支援機器の開発等への支援を拡充するとともに、導入促進を図るため、機能と安全性を評価した上で、迅速な人員配置基準の見直しができる体制を整備すること。
- 5 高齢化が進行する地域住民の安全で安心な移動手段の確保に向け、政府が実証実験をしている自動運転サービスなどのさまざまな技術が各地域へ取り入れられるよう、導入要件の検討や補助事業の創設などに取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年（2022年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣

（提出者）自由民主党、民主市民連合及び公明党所属議員全員